

# 大田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和8年3月

1. 目的	
住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、大田市建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の所有者、居住者または管理者（以下「所有者等」という。）に対し、直接的な住宅の耐震化の意識啓発及び情報の提供を行うと共に、耐震改修事業者の技術力向上に係る取り組み等を実施することで、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。	

2. 位置付け	
アクションプログラムは、大田市建築物耐震改修促進計画（令和8年3月改定）を補完するものとして位置付ける。	

3. 対象建築物	
原則として建築基準法（昭和25年法律第20号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前に工事着手した大田市内に存する2階建て以下の木造住宅を対象とする。	

4. 計画期間	
アクションプログラムの計画期間は、令和8年度から令和12年度までとする。	
ただし、社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しなどを行う。	

5. 取組内容・目標・実績		
	令和8年度取組内容	令和8年度目標
計 画	<b>【財政的支援】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の耐震診断費、補強計画策定費、耐震改修費、建替え費等に対する一部補助を実施する。</li> </ul>	耐震診断事業 : 4件 補強計画策定事業 : 2件 耐震改修事業 : 1件 解体助成事業 : 1件 総合的支援事業 : 2件
	<b>【普及啓発等】</b> ① 住宅所有者に対する直接的な啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅所有者に対し、個別訪問、ダイレクトメールおよびパンフレット等の配布により住宅の耐震化の必要性や市の補助制度等の情報提供を行う。</li> </ul>	前年度までの実績
	② 耐震診断実施済みの住宅所有者に対する耐震化の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断を実施した住宅の所有者に対し、耐震診断報告時に耐震改修補助制度等の説明等を行う。</li> <li>一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、訪問、電話連絡およびダイレクトメール等により耐震改修を促す。</li> </ul>	<b>【平成21年度～令和7年度まで】</b> 耐震診断事業 : 31件 補強計画策定事業 : 3件 耐震改修事業 : 1件 解体助成事業 : 13件
	③ 改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> <li>県が実施する改修事業者を対象とした講習会の開催に協力する。</li> <li>県が作成する「島根県木造住宅耐震診断士登録名簿」及び「島根県耐震改修設計施工技術者名簿」をホームページ等で公表する。</li> </ul>	前年度までの課題
	④ 市民への耐震化に係る普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌やホームページに、耐震性能の向上の必要性や市の補助制度等について掲載する。</li> <li>住宅の耐震啓発に係るパンフレット等を窓口にて配布する。</li> </ul>	改善策
自 己 評 価	令和8年度の取組実績	—
	—	—